

京都市介護予防・日常生活支援総合事業
「介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス」契約書

様（以下「利用者」という。）と医療法人三幸会生活サポートセンター・ヘルパーステーションきたやま（以下「事業所」という。）は、事業所が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業所は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護型ヘルプサービス又は生活支援型ヘルプサービス事業を実施します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（利用者の基本的権利）

第3条 利用者は事業所によるサービスの提供においては、利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報が十分保護されるものとします。

（個別計画の作成）

第4条 事業所は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画の内容に沿って介護型ヘルプサービス又は生活支援型ヘルプサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した個別計画を作成します。なお、個別計画の作成に当たっては、事業所はその内容を利用者に説明して同意を得、写しを交付します。

（提供するサービス内容及び変更）

第5条 事業所が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は別紙重要事項説明書のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業所は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス利用の中止・変更)

第6条 利用者は、サービス利用前において、いつでもサービス利用の中止又は変更を申し出ることができます。

- 2 事業所は、前項の変更申出に対し、利用者の希望する日時にサービスが提供できない場合は、他の利用可能日時について利用者と協議します。

(利用料の支払)

第7条 利用者は、事業所からサービスの提供を受けたときは、別紙重要事項説明書の記載に従い、事業所に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 事業所は、利用者に対し、当月分の利用料の請求書を翌月 10 日までに送付します。請求書には、利用者が利用したサービスにつき、利用回数、単価などの明細を記載します。
- 3 利用者は、事業所に対し、当月分の利用料を翌月 20 日までに、事業所の指定する方法で支払います。

(利用料の変更)

第8条 事業所は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を十分説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納し、事業所が利用者に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に利用料の全額の支払いがないときは、事業所は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、利用料の全額の支払いがあるまでは、利用者に対するサービスの全部又は一部の提供を一時的に停止することができるものとします。

- 2 事業所が利用者に対し、前項の一時停止の意思表示をした後2週間を経過しても利用料の全額の支払いがないときは、事業所は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この契約を解除することができるものとします。
- 3 事業所は、前項の措置を講じた上で、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第10条 利用者は、2週間以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

(利用者の解除権)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業所が正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- (2) 事業所が第15条に定める守秘義務に違反した場合。

- (3) 事業所が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

(事業所の解除権)

第12条 事業所は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、1ヶ月の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 事業所は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）及び京都市に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合。
- (2) 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- (3) 第8条第1項ないし第11条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第9条第3項に基づき、事業所から契約解除の意思表示がなされたとき。
- (5) 第12条第1項に基づき、事業所から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- (6) 利用者が要介護の認定を受けた場合。
- (7) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- (8) 利用者が医療機関に入院し、1ヶ月以上サービスが中断した場合、又は1ヶ月以上の長期にわたる入院が判明した場合
- (9) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第14条 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。

(秘密保持)

第15条 事業所及び事業所の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

- 2 事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

- 3 事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、地域包括支援センター（又は指定

介護予防支援事業者）及び介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整等において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第16条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙重要事項説明書記載の事業者の相談窓口及び苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録作成・保存）

第17条 事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者又は利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業所に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（契約外条項）

第18条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業所の協議により定めます。

この契約が成立したことを明らかにするために、この契約書を2通作成し、事業所及び利用者が、それぞれ署名のうえ、各自1通ずつ所持します。

契約年月日 令和 年 月 日

事業所	私は、利用者の申込を受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。		
	住 所	〒602-0801 京都市上京区寺町通鞍馬口下る高德寺町 355-15 高德寺ハウス 102 号 電話 (075) 746-2990 FAX (075) 746-2991	
	事業所名	医療法人三幸会生活サポートセンター・ヘルパーステーションきたやま	
	代表者	理事長 城守 国斗 (印)	
	説明者	(印)	

利用者	私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。 また、第15条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。		
	住 所	〒 — 電話 () — FAX () —	
利用者の代理人	氏 名		
	私は、利用者の契約意思を確認し、利用者に代わり、下記署名を行いました。		
	署名を代行した理由		
	住 所	〒 — □ 利用者の住所に同じ 電話 () — FAX () —	
	氏 名		続 柄

○ ○

の利用者 家族者	住 所	〒 — □ 利用者の住所に同じ 電話 () — FAX () —		
	氏 名		続 柄	
の請求書 送付先等	住 所	〒 — □ 利用者の住所に同じ 電話 () — FAX () —		
	氏 名		続 柄	
	支払方法	□ □座振込 □ □座振替		
緊急連絡先	氏 名	続柄 ()	□自宅 □携帯 □その他 ()	
	氏 名	続柄 ()	□自宅 □携帯 □その他 ()	

医療法人三幸会

生活サポートセンター・ヘルパーステーションきたやま

京都市介護予防・日常生活支援総合事業における 介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス 重要事項説明書

当事業所は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業における介護型ヘルプサービス又は生活支援型ヘルプサービス提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人三幸会
主たる事務所の所在地	京都市左京区岩倉上蔵町123番地
代表者（職名・氏名）	理事長 城守国斗
設立年月日	昭和33年4月16日
電話番号	075-721-1551

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	医療法人三幸会 生活サポートセンター・ヘルパーステーションきたやま	
サービスの種類	京都市介護予防・日常生活支援総合事業における 介護型ヘルプサービス・生活支援型ヘルプサービス	
事業所の所在地	〒602-0801 京都市上京区寺町通鞍馬口下る高德寺町 355-15 高德寺ハウス102号	
管 理 者	森田 倫子	
電 話 番 号	075-746-2990	
事業所番号	介護型ヘルプサービス	2670101431
	生活支援型ヘルプサービス	26A0600039
通常の事業の実施地域	京都市左京区の一部及び北区の一部、上京区の一部 【北白川通以西（八瀬学区の一部含む）、加茂街道・鞍馬街道以东、北大路通以北、岩倉学区全域】	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対し、可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、介護型ヘルプサービス又は生活支援型ヘルプサービスを行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(2) 運営の方針

- ・事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、京都市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

- (1) 訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他利用者に必要な日常生活上の世話をします。

ただし、経管栄養、吸入等の処置などの医療行為に該当するサービスについては一定の研修を受けた訪問介護員が一定の条件のもとでの実施に限ります。

- (2) 訪問介護員は、サービスの提供の都度、利用者又は利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で器具、材料及び消耗品を使用するものとします。

※台風、暴風雨、積雪などやむを得ない事情により、訪問予定日時にサービスを提供できない場合があります。その場合は、可能な限り連絡させていただきます。

5. 営業日時

営 業 日	原則として、月曜日から土曜日まで。 ただし、12月29日～1月3日を除きます。
営 業 時 間	原則として、9時から17時までとします。

6. 従業者の職種及び員数

従 業 者	常勤専従	常勤 兼務	非常勤 兼務	資 格
管 理 者		1 名		精神保健福祉士
サービス 提供責任者 兼訪問事業 責任者		2 名 以上		介護福祉士

訪問介護員		1 名 以上	3 名 以上	介護福祉士 訪問介護員 2 級養成研修課程修了
-------	--	-----------	-----------	----------------------------

7. 利用料等

(1) 介護型ヘルプサービスの利用料 (目安)

① 基本料金

区 分		説 明	利用者負担 【1割】	利用者負担 【2割】	利用者負担 【3割】
月額	介護型ヘルプ サービス (Ⅰ)	週に 1 回程度	1,259 円	2,517 円	3,775 円
	介護型ヘルプ サービス (Ⅱ)	週に 2 回程度	2,514 円	5,027 円	7,541 円
	介護型ヘルプ サービス (Ⅲ)	週に 2 回超程度	3,988 円	7,976 円	11,964 円
1 回に つき	介護型ヘルプ サービス (Ⅳ)	要支援 1・要支援 2・事業対象者 複数種類利用	307 円	614 円	921 円

- ※ 1 回当たりの料金については、1 ヶ月のうちに訪問型サービス内で異なる種類のサービスを組み合わせて利用する場合にのみ適用されます。
- ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は上記の基本料金×90%、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合は基本料金×85%、同一の建物等に居住する利用者の割合が 90%以上の場合は基本料金×88%となります。

② 加算料金

区 分	利用者負担 【1割】	利用者負担 【2割】	利用者負担 【3割】
初回加算	214 円	428 円	642 円
生活機能向上連携加算①	107 円	214 円	321 円
生活機能向上連携加算②	214 円	428 円	642 円
口腔連携強化加算	54 円	107 円	161 円
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) □	所定単位数×28.7%		

(2) 生活支援型ヘルプサービスの利用料（目安）

① 基本料金

区 分		説 明	利用者負担 【1割】	利用者負担 【2割】	利用者負担 【3割】
月額	生活支援型ヘルプサービス（Ⅰ）	週に1回程度	1,056 円	2,112 円	3,168 円
	生活支援型ヘルプサービス（Ⅱ）	週に2回程度	2,110 円	4,220 円	6,330 円
	生活支援型ヘルプサービス（Ⅲ）	週に2回超程度	3,348 円	6,696 円	10,044 円
1回につき	生活支援型ヘルプサービス（Ⅳ）	要支援1・要支援2・事業対象者複数種類利用	236 円	471 円	707 円

- ※ 1回当たりの料金については、1ヶ月のうちに生活支援型サービス内で異なる種類のサービスを組み合わせて利用する場合にのみ適用されます。
- ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は上記の基本料金×90%、事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は基本料金×85%、同一の建物等に居住する利用者の割合が90%以上の場合は基本料金×88%となります。

② 加算料金

区 分	利用者負担 【1割】	利用者負担 【2割】	利用者負担 【3割】
初回加算	214 円	428 円	642 円
生活機能向上連携加算①	107 円	214 円	321 円
生活機能向上連携加算②	214 円	428 円	642 円
口腔連携強化加算	54 円	107 円	161 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□	所定単位数×28.7%		

(3) 支払い方法

サービス提供月の翌月10日までに、当該月の利用料金を請求いたしますので、請求のあった月の20日までに下記の金融機関に振込んで下さい。

なお、口座振替を利用される場合は、指定された金融機関口座に請求金額を準備して下さい

い。請求のあった月の２７日に振替を行います。お支払いを確認した後、領収書を発行します。

金融機関名	京都中央信用金庫 岩倉支店
口座番号	普通預金 ０７１２４０７
口座名義人	医療法人三幸会生活サポートセンター・ホームヘルプ事業所北山 理事長 城守 国斗

８．緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

９．事故発生時の対応

- ・介護型ヘルプサービス又は生活支援型ヘルプサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに京都市、地域包括支援センター、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

医療法人三幸会 生活サポートセンター	担当部長：井上 基 電 話 (075)746-2990 FAX (075) 746-2991
医療法人三幸会 生活サポートセンター・ ヘルパーステーションきたやま	管 理 者：森田 倫子 電 話 (075)746-2990 FAX (075)746-2991

（２）行政機関その他の苦情相談窓口

京都市 左京区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2 電 話 (075)702-1071 FAX (075)702-1316
京都市 北区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課	京都市北区紫野東御所田町 33-1 電 話 (075)432-1364 FAX (075)432-1590
京都府国民健康保険団体 連合会 苦情相談窓口	京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電 話 (075)354-9090 FAX (075)354-9055

1 1. 秘密保持

- ・事業所及び事業所の従業者は、サービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らしません。
- ・事業所は、事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- ・事業所は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、地域包括支援センター（又は指定地域予防支援事業者）及び介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整等において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- ・事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合は、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしめます。

1 2. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 4. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

15. その他

第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	有
実施した直近の年月日	平成 29 年 12 月 13 日
実施した評価機関の名称	一般社団法人京都府介護老人保健施設協会
評価結果の開示状況	京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の ホームページにて開示 https://kyoto-hyoka.jp/

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事 業 者 所在地

〒602-0801

京都市上京区寺町通鞍馬口下る高德寺町 355-15

高德寺ハウス 102 号

事業者（法人）名

医療法人三幸会 生活サポートセンター・

ヘルパーステーションきたやま

代表者職・氏名 理事長 城守 国斗 印

説明者氏名

印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名